

さいたま市告示第723号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定に基づき住民等から提出された意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和3年4月21日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）ニトリさいたま中央店
所在地 さいたま市中央区鈴谷四丁目700 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社ニトリ
代表者氏名 代表取締役 似鳥 昭雄
住所 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
- 3 意見の概要
 - (1) 意見の対象となる生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
 - ア 交通量調査時における調査員の業務対応について
 - イ 開店後の交差点需要率及び車線混雑度について
 - ウ 来退店経路の設定について
 - エ 駐車場の位置及び駐車場出入口等の構造について
 - オ 駐車需要の充足について
 - カ 荷さばき施設の位置について
 - キ 当該店舗周辺地域住民への適切な周知について
- 4 意見書提出年月日
令和3年4月12日
- 5 意見書の縦覧期間
令和3年4月21日から令和3年5月21日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- 6 意見書の縦覧場所
 - (1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課
住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
電話 048（829）1364
FAX 048（829）1944
 - (2) 中央区役所区民生活部総務課
住所 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号
電話 048（840）6013
FAX 048（840）6160